

練馬区立小竹小学校

PTA規約

練馬区立小竹小学校 P T A 規約

本則

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、練馬区立小竹小学校 P T A という。

第2条 この会は、事務所を東京都練馬区小竹町2丁目6番7号 練馬区立小竹小学校内におく。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教員となるように努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
- (3) 児童の生活環境をよくする。
- (4) 公教育を充実することに努める。
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な活動をする。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗派にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事、その他管理には、干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 小竹小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者
- (2) 小竹小学校の校長、副校長および教員
- (3) この主旨に賛同する者

2 ただし、(3)に該当する者の入会は、運営委員会が決定し特別会員とする。特別会員は、役員および委員になることができない。

第7条 この会の会員は、以下の会費を納めるものとする。ただし、特別の事情がある時は、会費を免除することができる。

- (1) 1家庭につき月額300円

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

第9条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によってまかなわれる。

第10条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 この会に、以下の役員をおく。ただし、有事などの場合はこの限りではない。

- (1) 会長 1名(保護者)
- (2) 副会長 2名以上5名以内(保護者1名以上4名以内および副校長)
- (3) 書記 2名以上3名以内(保護者1名以上2名以内、教員)
- (4) 会計 2名以上3名以内(保護者1名以上2名以内、教員)

2 役員は、他の役員、会計監査委員および常置委員会委員を兼ねることができない。

3 副校長、教員は前項の適用を受けない。

4 本条1の役職に加え、特命役員を前年度役員から4名まで任命することができる。

第14条 役員は、指名委員会において選出し3月総会の承認を経て決定する。なお、特命役員の選出の必要性判断は、特命役員が任命される前年度の役員会にて決定する。

第15条 1回の役員の任期は、1年とする。ただし、引き継ぎ期間として最大次年度5月まで延長できる。また、同じ役職もしくは異なる役職について、更に1年間に限り、引き続き再任されることを妨げない。

2 副校長、教員は前項の適用を受けない。

第16条 会長は、次の職務を行う。

- (1) この会の代表として、会務を総理する。
- (2) 総会、委員総会、および運営委員会を招集し、会議の議長となる。
- (3) 会計監査委員会、指名委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第18条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会、委員総会、および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第19条 会計は、次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 会計監査を経て、総会で決算報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) この会の予算を立案する。

第20条 特命役員は、次の職務を行う。

- (1) 前年度から継続して審議・対応すべき職務について対応する。
- (2) 前第16条から第19条までに定められたもの以外の職務が発生した場合、会長の指示に従い当該職務を行う。

第21条 役員に欠員を生じた時は、速やかに補充する。ただし、残任期間が短いなど、運営委員会が正

当然理由があると判断した場合はこの限りではない。後任者の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

2 後任人事の決定は運営委員会で行う。候補者の氏名は、事前に全会員に通知するものとする。

第7章 顧問

第22条 この会に顧問をおくことができる。顧問の委嘱は運営委員会の議を経て、会長が行う。

第8章 会計監査委員会

第23条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

第24条 会計監査委員の選任は、第14条の役員の選任方法に準ずる。

第25条 会計監査委員は、必要に応じ、臨時会計監査を行うことができる。

第26条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、更に1年間に限り、引き続き再任されることを妨げない。

第9章 役員および会計監査委員の候補者指名委員会

第27条 役員および会計監査委員の候補者を選考するために、指名委員会をおく。

第28条 指名委員会の構成方法は、細則で定める。

第29条 指名委員会は、その任務を終了したとき、解散する。

第10章 総会

第30条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第31条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、5月および3月に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時、開催する。

3 総会は、全会員の過半数の出席(ただし、委任状による出席を含む。)で成立する。

第32条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第11章 運営委員会

第33条 運営委員会は、役員、及び第36条の各委員会の委員長をもって構成される。

2 校長、または副校長は、運営委員会を開催する際には、必ず出席しなければならない。

第34条 運営委員会は、この規約に定める機関の権限以外の事務を処理し、かつ各機関の意見を総合調整して年間計画をたて、総会および委員総会に提出する議案を作成する。

第35条 運営委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

第12章 常置委員会および臨時委員会

第36条 この会の活動に必要な事項を調査研究立案実施するために、次の常置委員会をおく。

- (1) 学年代表委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 校外委員会
- (4) 指名委員会

第37条 学年代表委員会は、全児童の学校生活、保護者間の交流が円滑に行われるために、必要な諸活動を行う。

2 各学級の学年委員は、学級、学年の児童の学校生活、保護者間の交流が円滑に行われるために、必要な諸活動を行う。

3 学年代表委員会は、各学年の学年委員で構成される。

第38条 削除

第39条 広報委員会は、会員相互の連絡と親睦をはかるため、会員および地域社会に対して情報を発出し、必要に応じて意見を交換する機会を設ける。

第40条 校外委員会は、児童の校外生活の補導、学校の安全教育に協力、児童の心身の健全育成に必要な諸活動を行う。

2 校外委員会は、前項の目的を達成するために学区を数地区に構成し、さらに班を設けなければならない。

第41条 特別事項について必要がある時は、次章の委員総会の議を経て臨時に委員会をおくことができる。

2 臨時委員会の委員長は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。

第13章 委員会および委員総会

第42条 委員会および委員総会は、この会の活動を円滑にするため、各学級から選出された委員、および全教員をもって構成される。

第43条 委員は、いずれかの常置委員会、または臨時委員会に所属するものとする。

第44条 委員総会は、委員および役員をもって構成し、4月および2月、その他運営委員会が必要と認めたとき開催され、次のことを行うことができる。

- (1) 臨時委員会の設置について決議する。
- (2) 細則を制定改廃する。
- (3) その他総会につぐ重要事項を決議する。

2 委員総会は、細則の制定その他重要な決議事項について次の総会に報告しなければならない。

第14章 細則

第45条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、委員総会の決議を経て定める。

第15章 改正

第46条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は、総会の少なくとも5日前までに全会員に通知しない限り、審議することができない。

この規約は、昭和48年3月13日から施行する。

平成10年7月13日一部改正 同7月13日施行

平成15年3月5日一部改正 同3月5日施行

平成17年3月3日一部改正 同3月3日施行

平成18年3月1日一部改正 同3月1日施行

平成18年5月15日一部改正 同5月15日施行

平成20年2月27日一部改正 同2月27日施行

平成21年2月25日一部改正 同2月25日施行

平成23年2月23日一部改正 同2月23日施行

平成28年2月10日一部改正 同2月10日施行

平成29年2月21日一部改正 同2月21日施行

平成31年2月20日一部改正 同2月20日施行

令和4年2月21日一部改正 同2月21日施行

令和5年1月14日一部改正 同1月14日施行

令和5年6月1日一部改正 同6月1日施行

令和6年2月1日一部改正 同2月1日施行

練馬区立小竹小学校 P T A 細則

第1章 指名委員会の構成

第1条 指名委員会は、次のとおり選出された委員によって構成される。

- (1) 学年の代表 各学年 1名
- (2) 副校長

第2条 指名委員の氏名は、他の委員と同時期に決定し、全会員に知らせなければならない。

第3条 指名委員会は、役員および会計監査委員候補者の氏名を総会の前に全会員に知らせるほか、総会において指名の経過を報告するものとする。

第4条 指名委員は、次年度の役員および会計監査委員となることができない。

2 指名委員経験者は、その後 6 年間は指名委員ができない。

第2章 慶弔規定

第5条 会員死亡の場合は、5千円を靈前に供える。

第6条 その他の場合については、必要に応じて運営委員会の議を経て決定する。

第3章 慰労規定

第7条 教職員の転退職に際しては、表彰して謝意を表する。

2 実施については、会長が運営委員会にて報告する。

平成 17 年 3 月 3 日一部改正 同 3 月 3 日施行

平成 18 年 3 月 1 日一部改正 同 3 月 1 日施行

平成 18 年 5 月 15 日一部改正 同 5 月 15 日施行

平成 21 年 2 月 25 日一部改正 同 2 月 25 日施行

平成 22 年 2 月 24 日一部改正 同 2 月 24 日施行

平成 23 年 2 月 23 日一部改正 同 2 月 23 日施行